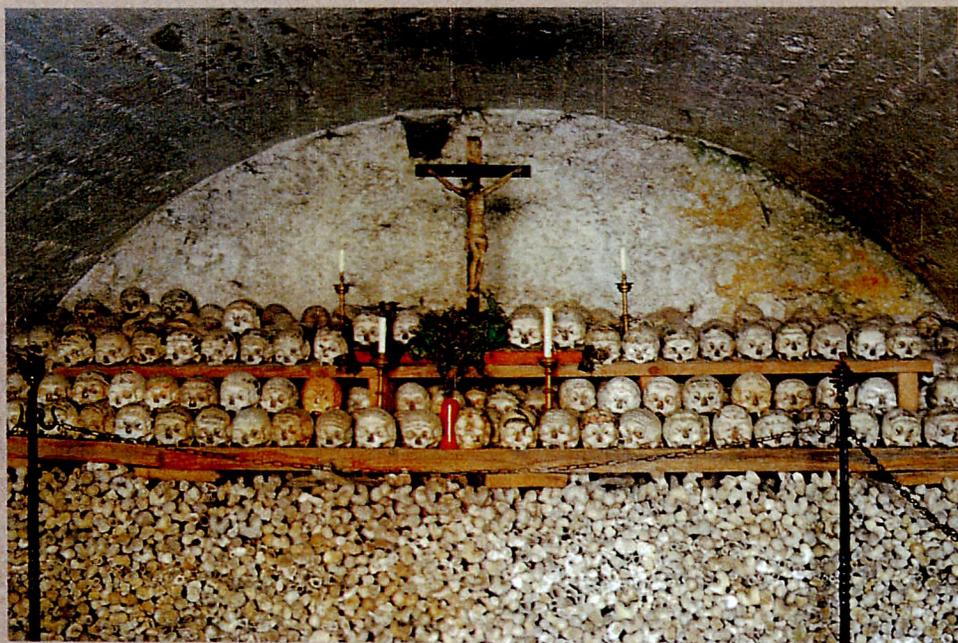


ヨーロッパの葬送儀礼



バインハウスの内部（ハルシュタット）

from the WORLD

8

世界の葬儀式

シオン短期大学教授 森 謙二

バインハウス

休暇で訪れた女性が、ハルシュタットのみやげもの屋さんで、何百もの頭骸骨が写っている絵はがきを見つけたとき、「まー、これは何？」と驚いて叫ぶのを聞いた。店員はそれについて説明した。「これはすべて死者の首です。そうやっ

ト(Salzammergut)にある小さな町である。ハルシュタットを有名にしているのは初期ヨーロッパのハルシュタット文化(Hallstattkultur)であろうが、現在では保養地としても知られている^{※1}。ハルシュタットにはカソリック教会とプロテスタント教会があり、バインハウス(＝納骨堂)はこのカソリック教会並びの墓地(Hallstätter Friedhof)に付属している。

て今日でもなお頭骸骨を保存しているのです。あなたも教会のすぐ側にあるバインハウス(Bainhaus)で見ることが出来ます」と。

ハルシュタットの墓制については、前回にも若干触れた。ハルシュタットは、オーストリアのザルツブルクの南東一帯に広がる風光明媚なザルツカンマーグー

この墓地はそれほど広いわけではなく、一〇〇基前後の墓標があるに過ぎない。そしてその墓標のほとんどが屋根を象つた木製の十字架であり、その墓標にはキリスト像と死者(多くは夫婦を単位としている)の名前と生年月日と死亡した日を記載したプレートがかかっている。そして、一つ一つの墓地区画は石で囲まれ、それぞれ区画には草花が植えられている。私が行ったときは、まだ雪が一面に残っていたこともあり、何か幻想的な印象を受けたが、春がくるとこの墓地は色とりどりの花を咲かせることになるであろう。墓地の西側には岩山がそびえ、墓地の東側からはハルシュタットの町並みとハルシュタット湖が一望できる。墓地を取り囲む環境も含めて、この墓地の美しさはオーストリアでも屈指であるだろう。

このような墓地の景観は別にしても、それほど広くはない墓地を一まわりすれば誰もが気づくことがある。その墓標のほとんどが、ここ二〇年以内に死亡した人々のものであり、比較的新しく亡く



なった人々のものであるということである（若干例ではあるが家族墓の形態をとった墳墓もある）。この墓地に埋葬された人々は一定の期間（一五年と聞いている）を経て、バインハウスに改葬されるのである。

バインハウスは一〇メートルほどの高さであろうか。古い石造りの建物であり、建物の向かって左側には階段が見える。しかし、その扉はかたく閉ざされている。ただ、私たちは一階部分の納骨室を金網越しに見ることができる。その天井はドー

ム型になっており、内部の壁は白いモルタルのようなものでできている。中央にはギリスト像を中心に祭壇らしいものがある。作られ、一段になった分厚い板でできた棚の上に、所狭しと頭蓋骨が並べられている。頭蓋骨以外の足の骨などは、棚の下

側に隙間なく整然と積み上げられている。

ここには二二〇〇の頭蓋骨があるといわれている。バインハウスでは、人間の体の骨が部分ごとに分類・保存され、そのなかで特に頭蓋骨だけが棚に並べられている。一種の《頭蓋骨崇拜》の傾向がみうけられる。さらに、その頭蓋骨には死者の名前や誕生と死亡の年が書かれており、時にはその頭蓋骨に花模様などの装飾が描かれている。したがって、遺族たちは頭蓋骨を通じて死亡した近親者を他の個人から識別することが可能なのである。私はこの納骨堂で新しいものではない一九五二年に死亡した人の頭蓋骨を見た。

ハルシュタットの人々であれば、誰の頭蓋骨がどこにあるか、はつきりと知っているはずである。ここに骨が納められているのは特別の人ではなく、ハルシュタットの住民である。したがって、バインハウスは一種の《村墓》である、と言える。ハルシュタットの住民は、その多くの家族が世代を超えてこのバインハウスに納骨されているのである。

ヨーロッパの各地で一度埋葬された遺体が掘り起こされ、納骨堂に納める習俗があったこと、そして現代でもミラノやベニスではそのような方法がとられていることについてはすでに述べた。その意味では、このハルシュタットの墓制は、ヨーロッパにとって例外的なものではない。このような改葬をとまなう墓制の習俗を前提として、ヨーロッパでは早くから「使用期限付きの墓地」という観念が

受容されていったのかも知れない。

また、このような改葬をとまなう埋葬の習俗＝複葬の習俗は、しばしば遺骨保存あるいは遺骨崇拜の習俗と結びつく。

ハルシュタットの

《頭蓋骨》の展示も、それを示している。

このような人間の遺骨・骸骨の展示は、ローマのサンタ・マリア・テラ・コンツエーネ教会（いわゆる骸骨寺）の例を持ち出すまでもなく、ヨーロッパの多くの教会でみられることであるし、そもそもキリスト教における聖遺物(Reliquien)崇拜も、遺骨崇拜の習俗を前提としたものといえるのではないだろうか。とすれば、このような墓制のなかに、ヨーロッパ的墓制の一つの典型を読みとることが可能になるだろう。

冥婚＝死者の婚礼

冥婚あるいは亡霊婚(ghost marriage)の習俗は、死者同士あるいは死者

と生者が結婚をする習俗である。このような習俗は、その形態には差異を見せながらも、東アジアからモンゴルを経てヨーロッパ、そしてアフリカのヌア族に



カソリック教会、建物の右側が墓地でここにバインハウスがある。(ハルシュタット)

慣習についての概要』を著したE・シュニーバイスは、このセルボクロアチアの「死者の婚礼」(Totenheirat)を次のように報告している。「若者と娘が死んだときには、すべての場所でそうではないが、葬儀は婚礼の性格をもつ。十字架と一緒に運ばれる白い旗はまさに花冠で飾られる。娘は花嫁として着飾り、二人の添い嫁に付き添われる。行列の間、婚礼の唄が歌われる」と*。

新免光比呂氏も、本誌第7号の「ルーマニアにおける死の表象」のなかで、未婚者の死の習俗に言及し、「結婚をしないまま死んだ若者は人生を全うしないと考える。だから未婚の若者の葬式の場合、婚礼の装いをとって儀礼をとり行う。地方によっては、樅の木を切り出して花嫁、あるいは花婿に擬して婚礼の行列であるかのように墓地へ向かうことがある」と述べている。これも「死者の婚礼」の習俗を示しているであろう。

このような習俗はさらに中央ヨーロッパから西ヨーロッパに至るまで広がっている。H・フーバーは、ウィーン大学に提出した博士論文『ニーダー・オーストリアの死の慣習』*において、「ニーダー・オーストリアの村々では、独身者たちの葬儀は彼らの結婚式として行われる。それは《死者の婚礼》として捉えられるものである」と述べている。フーバーによれば、ニーダー・オーストリアでは、結婚能力があつて死んだ死者の棺に、①黒色の花嫁衣装をつけた花嫁、②白色の花



デユンケルスビュールで偶然に見かけた結婚式。花嫁には二人の添い嫁がついている。

嫁衣装をつけた花嫁、③黒色と白色の花嫁衣装をつけた二人の花嫁が付き添うケースがある。この三つのケースのうちでもっとも多くみられるのは③のケースであり、このような娘たちは「添い嫁」(Kranzjungfer/Brautjungfer)と理解され、特に黒色の花嫁は「悲しみの花嫁」(Trauerbraut)とも呼ばれている。この二人の「添い嫁」の役割は必ずしも明らかにはなっていない。また、儀礼の全体像もはつきりしないが、フーバーは次のように整理している。

白い花嫁は一般的に代理の花嫁(Brautersatzbraut)であり、未婚の若者の葬儀は、彼の結婚式として理解されるし、若い婦人の死亡した日は彼らの「結婚記念日」として理解される。そして、そのことから死者の冠(Totenkrone)が花嫁

の冠(Brautkrone)として解釈される。死者(男も女も)は結婚衣装を身につけるし、同じことは、付き添いの若者や娘にもあてはまる、と。

このようなヨーロッパにおける「死者の婚礼」の習俗をどのように理解することができるのであろうか。「天国における婚礼」というのはキリスト教の影響を受けた解釈であるであろうし、習俗の起源をインド・ゲルマンの習俗に求めるとしても、それだけでは東アジアにおける冥婚の習俗との関連が見えなくなるであろう。

東アジアの冥婚の習俗については最近竹田且教授が『祖霊祭祀と死霊結婚』(人文書院)で明らかにしているし、日本でも沖繩だけではなく、東北地方においてイタコが未婚者の怨念をなだめるためにその意中の霊を探して結婚させることがありと報告されている。アジア、ヨーロッパそしてアフリカ大陸にも分布する冥婚＝死者の婚礼の習俗は、文化間の比較研究を含めて、今後の課題となるであろう。

子供の葬儀と墓

ヨーロッパの墓地を見て驚いたことの一つに、墓地の一区画に子供専用のものがあることであった。ウィーン中央墓地では、確か区画四二近くにそれがある。何時間もの間その墓の前に座って動かない母親を見て、カメラのシャッターを切るのをためらった記憶が鮮明に残っている。また、ハイデルベルク山墓地(Berg-

friedhof)では風車を埋葬した土にさしているのを見て、子供を失った親の想いが痛いほど伝わってきた。

このような子供専用の墓地は、いわゆる「罪なき聖嬰児墓地」の伝統を引くものであろう。「罪なき聖嬰児」(unchuldige Kinder)は洗礼を受けた子供であり、かつては洗礼を受けて死亡した聖嬰児(子供)と洗礼を受けずに死亡した聖嬰児との間では、その葬儀や埋葬において全く異なった取扱いをされた。洗礼を受けた子供が死亡したときには、聖なる至福を受けた子供として守護の天使(Schutzengel)として神に召されるのであり、通夜(Totenwache)や葬儀(この場合、死者(Missa)は天使のミサ(Engelmessa)と呼ばれる)が行われ、墓地の一角に埋葬された。しかし、洗礼を受けずに死亡した子供にはこのような葬儀は行われず、教会墓地への埋葬は拒絶された。

洗礼を受けずに死んだ子供達の霊魂が夜の間故郷の村々を鬼火(Urlichter)としてさまよい歩くというのは、古い俗信として知られている。ヴォルムスのブルクハルト司教の贖罪規定書(Büchlein des Bischofs Burkart von Worms)のなかには、洗礼を受けずに死んだ子供達が迷い出ること(Wiederkehren)を、子供達を秘密の場所に埋め、身体に杭(Stäbe)をあけ、墓の地面に杭を打ち込むことによつて防ごうとする俗信が書かれている。*8
ここでは洗礼を受けずに死んだ子供は悪霊になることが暗示されている。



風車を立てた子墓 (ハイデルベルク山墓地)



聖嬰の納骨堂、この前にはいつもたくさんの花束が置かれている。(ウィーン中央墓地)



子墓、写真のある墓の前で何時間も動かなかった婦人を見た。(ウィーン中央墓地)

ニーダー・オーストリアでも、死産ないしは出産直後に死んだ子供の葬儀は簡単であり、教会の儀礼を行わなかったし、その子供に固有な墓も作られることはなかった。

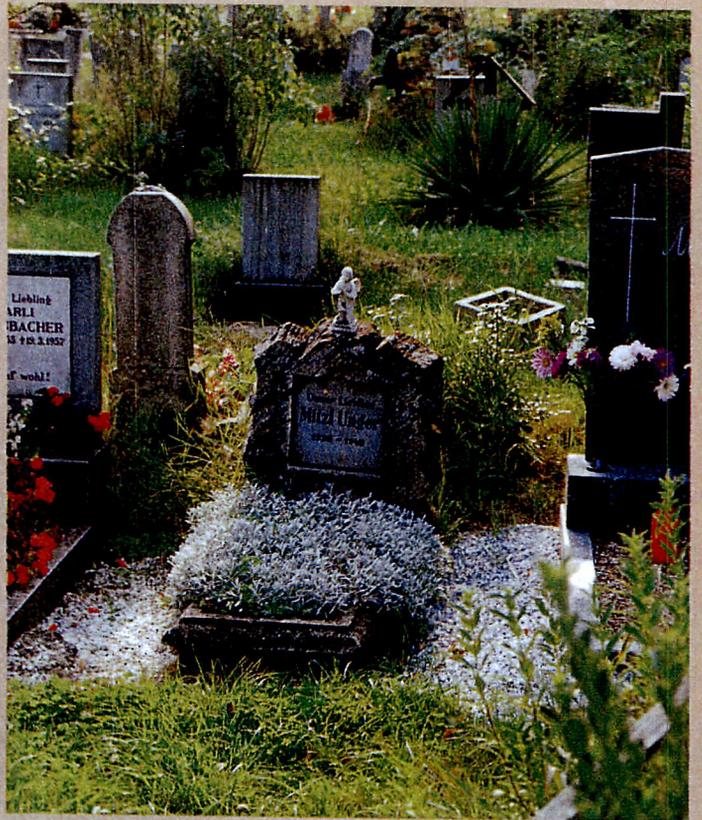
このような子供は、小さな箱に詰められ、父親によって死者の小部屋(Totenkammer)に置かれ、大人が死んで次に埋葬されるまでそこに保管され、その大人の墓と一緒に埋葬されたという*9。また、このように大人と一緒に埋葬されるのではなく、家の床下や庭に埋葬された*7こともあるといわれる。

しかし、このような「洗礼を受けずに死んだ子供」についての習俗も、死んだ子供を一時的に生きかえらせる力を聖母マリアはもつという信仰が根つき(二五、六世紀のことか?)、死んだ子供への洗礼が可能となることによつて、その形態を変えてくることになるのであろう。

しかし、このような子供にたいしての葬儀ミサが行われるようになるのは比較的最近になってからのことである。ファーバーは次のように述べている。「一九七四年のイースターと同時に効力をもった葬儀祭式(Begräbnisritus)は、洗礼を受けずに死んだ子供達にも葬儀ミサを認められた。しかし、それは明らかに洗礼を受けた子供と受けなかった子供のミサを区別している」*8。

このような習俗の特徴は、その子供が洗礼を受けているかどうかに関わっている。ここではキリスト教がそれ以前の土

▲子墓(ヘニス)、十字架の代わりにエンゼル像が立てられることも多い。手前には近く埋葬される墓穴が掘られている。



子墓、グラーツの中央墓地では埋葬されて時間を経過した子墓が残されているが、このようにあまり手入れがなされていない。

子墓(グラーツ中央墓地)

着の習俗についてどのように対応したかという興味深い問題が隠れているものの、そもそもなぜ「子供」が「大人」から区別されるかという視点は希薄である。

ただ、「子供が死ぬとその霊魂が故郷の村々をさまよふ」というのは少なくとも前キリスト教時代の習俗であるとすれば、そこに「子供」が「大人」とは区別され、「日本においてしばしば「七歳までは神の子」と言われるように）、子どもにたいしての特殊な意味付けがヨーロッパでも行われていたといえるのではないだろうか。そのような観念が「死んだ子供は守護の天使になる」の観念を生み、「罪なき聖嬰墓地」を作り出したといえるのではないだろうか。

いずれにしても、「死者の婚礼」にしても子供にたいしての葬送儀礼にしても、生を全うしなかった者のわざわいを避けるための儀礼であるという点では共通している。しかし、どのように生きることが社会的に生を全うしたとみなされるのか。この解釈がこれらの儀礼の解釈であり、また、社会固有の文化の解釈でもある。(了)

「お詫び」前号六九ページの右側の写真の説明は誤りでした。正しくは「オーストリア、レーシッツの教会墓地。平均的な庶民の家族墓。埋葬地にまるで花壇であるかのように花を植えている」です。お詫びして訂正いたします。

*1 ハルシュタット文化については、本誌第6号の「ヨーロッパの火葬」の脚注1を参照。また、「ハルシュタットの墓制は語る」(本一読書人の雑誌)一九九一年一月号)も参照。

*2 Schneeweis, Edmund, Grundriss des Volksglaubens und Volksbrauchs der Serbokroaten, Prag 1935, S. 133. この著作は「ヨーロッパの民俗学概論」といへきものである。それぞれの情報は断片的であるが、体系的に記述されているという意味で興味深い。このなかには、「子供がなく死んだ若い婦人は、彼女の両親の墓に埋葬される。彼女はなおへよその骨」として思われるのである」と婦葬の習俗についての報告もある。

*3 Huber, Helmut, Totenbräutigam in Niedersiebereich, Wien 1981, S. 155.

*4 Schrader, Otto, Totenhochzeit, Ein Vortrag, gehalten in der Gesellschaft für Urgeschichte zu Jena, Jena 1904. 残念ながらこの文献については参考にする事ができなかった。

*5 Huber, H., a. a. O., S. 151. この贖罪規定書については阿部謹也「西洋中世の罪と罰」(弘文堂)の一八九頁以下を参照。阿部氏によると、贖罪規定書の第一八〇章に洗礼を受けずに死んだ子供の埋葬についての規定がある。

*6 Huber, H., a. a. O., S. 150.

*7 Schneeweis, E., a. a. O., S. 133.

*8 Huber, H., a. a. O., S. 151.

もり・けんじ

シオン短期大学教養科教授
一九四七(昭和二二)年徳島県生まれ
明治大学法学部大学院卒業
明治大学・独協大学非常勤講師
専門は法社会学(民俗、家族)
著書「出作りの里―その民俗と歴史」(新



葉社)「墓からの自由」(共著、社会評論社)一九九一年三月まで一年間、ウィーン大学客員研究員

次号からは八木澤壯一先生(東京電機大学工学部教授)の「中国の葬送」(仮題)が始まります。